

第 4 章 基本方針の設定

環境問題に取り組む基本的な考え方、姿勢を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれの主体が共通の認識に立って取り組むための基本方針を示すものとします。

第 1 節 基本理念

伊賀市環境基本条例第 3 条には、本市の環境保全についての基本理念が定められています。本計画においてもこの理念を継承し、恵み豊かな環境の保全と健康で安全かつ快適で文化的な生活を営むことができる環境の確保とよりよい環境を次世代に継承できることを目指して取り組みます。

基 本 理 念

- 1 環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受するとともに次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取り組みにより行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、国際的な協調の下に、積極的に推進されなければならない。

《伊賀市環境基本条例 第 3 条より》

第2節 環境への取り組み視点

本市の基本理念に基づいて良好な環境の保全と改善を目指して取り組むにあたり、次の2視点から具体的な施策を検討します。

視点1 仕組みづくりや施設整備面から

- 公害のない健康で安心して暮らせるまちを目指すとともに、貴重な文化財や伝統文化を守るための仕組みづくり
- 自然と調和した秩序ある土地利用を進めるとともに、人と自然とが触れ合える場などの整備
- 限りある資源やエネルギーの有効利用、新エネルギーへの転換、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進
- 地球温暖化をもたらす温室効果ガスの発生抑制のための実行計画の策定や私たちの日常生活における行動が環境への負荷を少ないものにしていくための取り組み

視点2 環境教育や人材育成の面から

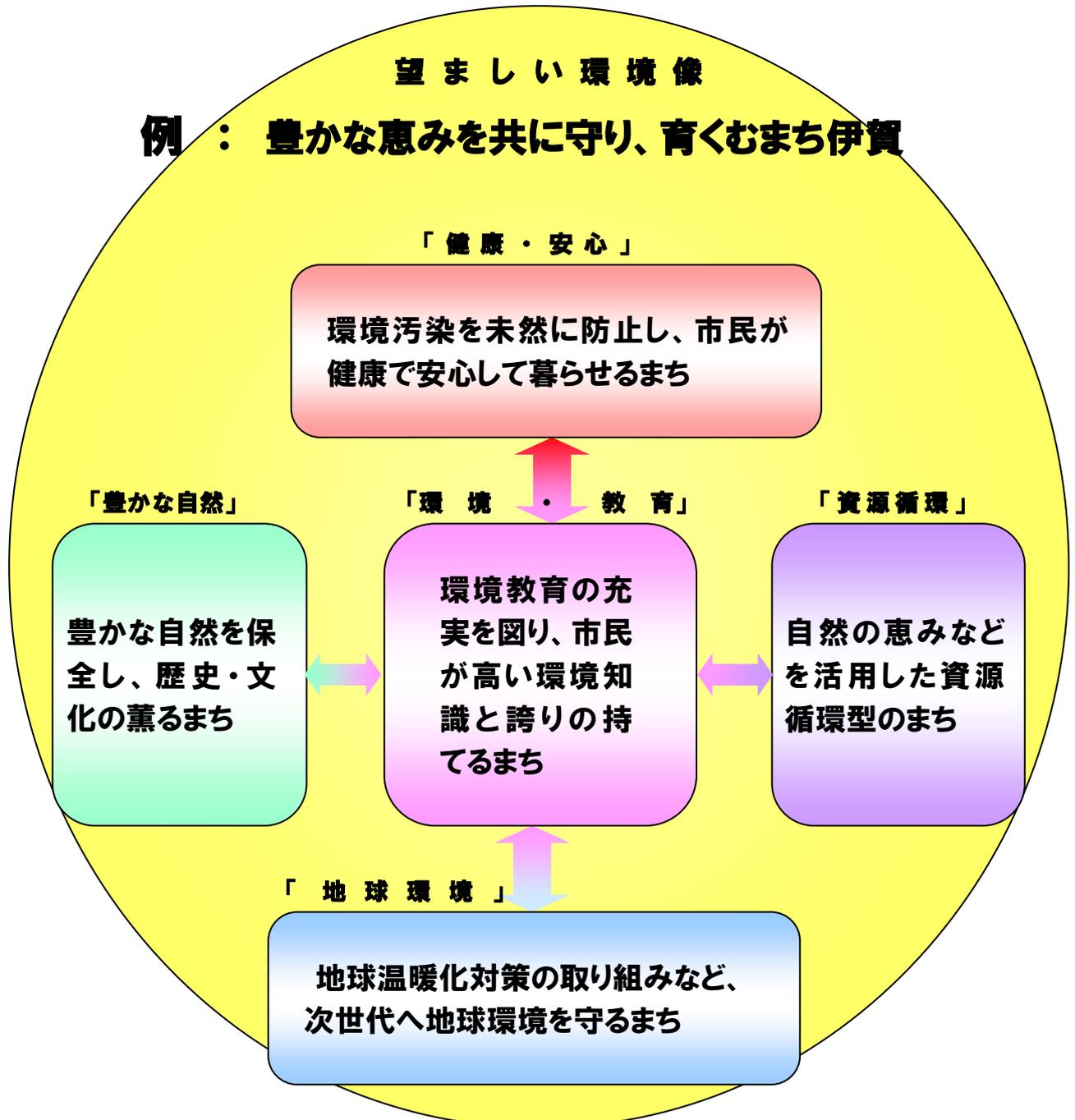
- 適切な環境情報を収集し、提供できる体制づくりに取り組み、環境保全に関する高い知識と広い視野を持った指導者や人材育成
- 野外での自然観察会や自然と触れ合える教育など、自然を慈しみ大切にすることを育む環境教育の推進
- ごみの分別やリサイクルに関する研修会などを開催し、環境負荷の低減に向けた環境対策や配慮などの知識の啓発
- 地球環境問題に関する専門家や人材を育成し、情報の提供や普及啓発

第5章 望ましい環境像

基本理念や本市の地域特性、市民等の環境意識を踏まえて、本市が長期的な視点で目指すべき望ましい環境像を示し、その実現に向けて計画を推進していきます。

第1節 伊賀市の望ましい環境像

伊賀市の良好な環境の保全と改善を目指して取り組むにあたり、基本理念に基づき、「健康・安心」、「豊かな自然」、「資源循環」、「環境教育」、「地球環境」の5つをキーワードとして、伊賀市の環境目標ともなる望ましい環境像「例：豊かな恵みを共に守り、育むまち伊賀」の実現を目指します。



第2節 環境目標の設定

望ましい環境像を実現するための基本となる環境目標として、具体的目標を設定します。

1 環境汚染を未然に防止し、市民が健康で安心して暮らせるまち

大気汚染は主に自動車や事業所からの排出ガスが原因となっています。特に車社会の浸透により、市内の国道、県道などの幹線道路では通勤時や観光シーズンに交通渋滞が発生したりしています。

また、本市を流れる主要河川である木津川、柘植川、服部川、久米川、比自岐川などは、水質汚濁指標である BOD は全体としては減少傾向にあるものの、生活排水の流入する一部河川では未だに高い値を示しています。

特に、ダイオキシン類のように非意図的に生成する有害化学物質、さらには、不法投棄された廃棄物による汚染やアスベスト、PCB などの難分解性の有害化学物質による汚染実態などが明らかになってきており、化学物質による環境汚染や生態系への影響が懸念され、早急な排出削減対策や化学物質の管理強化を講じる必要があります。

このようなことから、以下のように環境目標を定めました。

【環境目標】

大気汚染や水質汚濁の防止を図るとともに、有害化学物質の発生抑制、適正管理、情報の提供を行い、市民が健康で安心して暮らせるまちを目指します。

2 豊かな自然を保全し、歴史・文化の薫るまち

本市は、市街地を中心に国指定の文化財に指定されている上野城跡をはじめとした歴史的・文化的遺産が数多く存在し、周辺地域は、溪流、森林などの豊かな自然環境や農村地域の里山などの原風景が点在しています。とりわけ、青山や大山田などには国指定の特別天然記念物のオオサンショウウオが生息しています。

このような豊かな自然環境は、私たちにとっても、生命の基盤となる貴重な空間であり、かつ多様な自然環境は、環境の健全さを示す指標でもあります。また、歴史的・文化的遺産は、営々とした先人の営みの中で継承されてきたものであり、人々に潤いや安らぎを与えてくれるものです。

このようなことから、以下のように環境目標を定めました。

【環境目標】

郷土の恵まれた自然の保全や身近な木々、水辺の保全・創出に努めるとともに、先代より継承してきた貴重な歴史的・文化的遺産を守ります。

3 自然の恵みなどを活用した資源循環型のまち

本市のごみ処理は、現在、さくらリサイクルセンター、しらさぎクリーンセンター、伊賀南部環境衛生組合で処理されており、とりわけ、さくらリサイクルセンターではごみを固化し発電用の燃料としてリサイクルされています。しかし、その一方で、ごみのポイ捨て、山林などへの不法投棄など公共心や環境マナーにかかる問題が多く発生しています。

また、市民の最も関心の高い環境問題として廃棄物問題を取り上げており、大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活習慣を改め、資源やエネルギーの利用の節約、効率化、再利用といった社会システムを構築していく必要があります。

このようなことから、以下のように環境目標を定めました。

【環境目標】

省資源、省エネを押し進め、自然エネルギーの活用を推進するとともに、ごみの排出抑制、適正処理を徹底し、住みよい環境を守ります。

4 環境教育の充実を図り、市民が高い環境知識と誇りの持てるまち

今日における環境問題は、私たちの日ごろの生活・行動が様々な面で環境に影響を及ぼしており、その因果関係は複雑多岐にわたっています。このような問題に対処するためには、行政をはじめ、市民、事業者の全ての主体が参加し、環境負荷を減らし、豊かな自然環境を保全・創造していくために、共通の仕組みを作っていくことが重要です。

また、環境保全への取り組みに際して、日常における生活や日ごろの事業活動などにおいて、それぞれが環境にやさしい行動の実践を行っていくことが重要です。そのために、お互いの環境保全に対する意識啓発や情報の交換を図り、地域、家庭、学校、職場での環境学習、環境教育を推進していくことが必要不可欠です。

本市は、豊かな自然がまだ数多く残っており、これらを環境教育の場として活用し、自然体験を通じた環境保全意識の向上を図っていくことも考えられます。

このようなことから、以下のように環境目標を定めました。

【環境目標】

人と環境の関わりについての理解と認識を深め、それぞれの人が責任ある行動を取れるような環境教育の充実と環境に対する高い知識をもてる人の人材育成を図ります。

5 地球温暖化対策の取り組みなど、次世代へ地球環境を守るまち

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動から排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの濃度の上昇によって起こり、海水面が上昇するだけでなく異常気象を引き起こし、生態系や生活環境などに重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

しかし、地球温暖化や酸性雨といった地球環境問題の多くは、悪臭や水質汚濁のように人間が直接見たり、感じたりするものでないために、判りづらく取り組みにくい問題です。そのため、温暖化に関する情報や最新の動向などをいち早く提供して市民の関心を高めるとともに、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けて市民・事業者・行政の各主体が一体となって取り組んでいく必要があります。

このようなことから、以下のように環境目標を定めました。

【環境目標】

市民・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、地球環境問題に関する情報提供や意識啓発を行います。